

職 補 一 7 3

令和3年3月31日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）の運用について
」の一部改正について（通知）

「人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）の運用について（平成14
年6月20日勤補一182）」の一部を下記のとおり改正したので、令和3年5
月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分をこ
れに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分のように
改める。

改正後

別紙第10

(第2面)

受給者の氏名 _____	
受給者の住所 _____	
_____年	_____月 日生
補償の種類 _____	(第 _____ 級)
年金の額 _____	円
支給開始年月 令和 _____年	_____月
国家公務員災害補償法の規定により上記のとおり支給します。	
_____年	_____月 日
(実施機関の長の官職氏名)	

改正前

別紙第10

(第2面)

受給者の氏名 _____	
受給者の住所 _____	
_____年	_____月 日生
補償の種類 _____	(第 _____ 級)
年金の額 _____	円
支給開始年月 令和 _____年	_____月
国家公務員災害補償法の規定により上記のとおり支給します。	
_____年	_____月 日
(実施機関の長の官職氏名)	

(第 3 面)

〈注 意 事 項〉

- 1 この証書は、国家公務員災害補償法によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この補償を受ける権利は譲り渡すことはできません。株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫を除き、担保に供することもできません。また、差押えを受けることもありません。
- 3 この証書を亡失し、又は損傷したときは、再交付を実施機関に請求してください。また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。
- 4 あらかじめ実施機関からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、実施機関に対し療養の現状、障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 5 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を実施機関に返納してください。
- 6 実施機関への請求等は下記宛てに行ってください。

(担当部署)

(所在地)

(電話番号)

(裏面)

(第 3 面)

〈注 意 事 項〉

- 1 この証書は、国家公務員災害補償法によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この補償を受ける権利は譲り渡すことはできません。株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫を除き、担保に供することもできません。また、差押えを受けることもありません。
- 3 この証書を亡失し、又は損傷したときは、再交付を実施機関に請求してください。また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。
- 4 あらかじめ実施機関からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、実施機関に対し療養の現状、障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 5 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を実施機関に返納してください。
- 6 実施機関への請求等は下記あてに行ってください。

(担当部署)

(所在地)

(電話番号)

(裏面)

文書番号	
令和	年 月 日
..... 殿	
(実施機関の長の官職氏名)	
.....	
治癒認定通知書	
さきに、令和 年 月 日付け.....をもって公務上の	
災害又は通勤による災害であると認定したあなたの災害は、令和 年 月 日	
をもって治癒したものと認めますので、その旨通知します。	
なお、療養補償及び休業補償は、当日分までをもって終了します。	

令和 年 月 日	
..... 殿	
(実施機関の長の官職氏名)	
..... 印	
治癒認定通知書	
さきに、令和 年 月 日付け.....をもって公	
務上の災害又は通勤による災害であると認定したあなたの災害は、令和 年 月	
日をもって治癒したものと認めますので、その旨通知します。	
なお、療養補償及び休業補償は、当日分までをもって終了します。	

以 上